

会 議 録

会 議 名	第 3 3 期小金井市公民館運営審議会第 1 9 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成 2 9 年 7 月 2 0 日 (木) 午前 1 0 時から 1 1 時 4 0 分		
開 催 場 所	市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	立川委員長 佐々木副委員長 宮澤委員 國分委員 雨宮委員 櫻井委員 畠山委員 菅沼委員		
欠 席 委 員	高橋委員 川口委員		
事 務 局 員	林公民館長 牛込庶務係長 大久保事業係長 服部主査 和田主任		
貫井北・東分館 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山分館長 鈴木分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	8 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 都公連委員部会運営委員会について</p> <p>(2) 公民館事業の報告について</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>(2) 青少年のための科学の祭典について</p> <p>(3) 第 3 4 期委員への申し送り事項について</p> <p>(4) 公民館中長期計画の策定について</p> <p>3 その他</p> <p>配付資料</p> <p>(1) 第 1 8 回公民館運営審議会会議録</p> <p>(2) 都公連委員部会第 2 ・ 3 回運営委員会記録</p> <p>(3) 公民館事業の報告</p> <p>(4) 平成 2 8 年度公民館利用者懇談会開催結果 (修正版)</p> <p>(5) 公民館事業の計画</p> <p>(6) 申し送り事項について</p> <p>(7) 公民館中長期計画の策定について (答申) 案</p> <p>(8) 提言書</p> <p>(9) 月刊こうみんかん No.4 7 1</p> <p>(10) きたまち空間 3 9 号</p>		

	(11) ひがしちょう空間 22号
	(12) KITAMACHI ユース Vol.36

## 会 議 結 果

- 立川委員長 時間が参りましたので、始めたいと思います。  
では、19回審議会を始めたいと思います。よろしくお願ひします。  
館長。
- 林公民館長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。  
最初に、会議録のご確認をさせていただいておるところでございますが、第18回の会議録。先にご確認いただいておりますけれども、ご承認いただけますでしょうか。
- 委員全員 はい。
- 林公民館長 それでは、会議録につきましてはご承認いただくということで、よろしくお願ひいたします。  
続きまして、資料につきまして、本日、庶務係長からご説明申し上げます。
- 牛込庶務係長 事前にお配りしている資料は11点です。  
第18回公民館運営審議会会議録、都公連委員部会第2・3回運営委員会記録、公民館事業の報告、平成28年度公民館利用者懇談会開催結果の修正版、公民館事業の計画、公民館中長期計画の策定について（答申）案、月刊こうみんかんNo.471号、きたまち空間39号、ひがしちよう空間22号、KITAMACHIユースVol.36。都公連の委員部会研修会の案内を事前に送付してございます。  
本日、机の上に置かせていただきました次第が1枚と、都公連の運営委員会第3回の議事録案。  
続きまして、第34期の審議会委員への申し送り事項ということで畠山委員作成資料が1枚、先にお送りしていただきました答申案の中で申し訳ございませんが2枚差し替えをさせていただきたいと思ひます。2ページ、3ページ目が1枚になっているものと、10ページ、11ページが1枚になっているもの、合計2枚差し替えをお願ひいたします。  
続きまして、中長期計画策定の問題点について、こちら畠山委員作成資料です。  
以上です。
- 立川委員長 いっぱいありますけれども、抜けはないでしょうか。  
差し替えは2ページ、3ページと10ページ、11ページ？
- 牛込庶務係長 はい、そうです。
- 1 報告事項  
(1) 都公連委員部会運営委員会について
- 立川委員長 それでは、内容に入りたいと思ひます。  
本日は、基本的には答申の期限ということなので、答申のほうに時間を割きたいと思ひますので、どうしても強くご意見がない限りは飛ばしていきたいと思ひます。  
それでは、報告事項、1の(1)、都公連委員部会運営委員会です。
- 菅沼委員 菅沼です。一言。

立川委員長 はい、お願いします。

菅沼委員 第2回の議事録が今回資料で出されています。追加で第3回が出されています。

要点は、一番最後に「公民館の役割とは」というチラシが入っていると思うんですが、この委員会が主催で9月2日に公民館の役割とはということで、武蔵野大学の永田浩三先生の講演会がございます。希望の方はいい話だと思うので、NHKのクローズアップ現代のプロデューサーの方でして、いろいろ公民館に関しても造詣が深いので、ぜひ聞いていただきたいと思います。参加希望者は事務局のほうに言ってください。以上です。

## (2) 公民館事業の報告について

立川委員長 続きまして、公民館事業の報告について、お願いいたします。

大久保事業係長 事業係長です。

お配りしております資料の中、公民館事業の報告をごらんください。

今回、本館から1件、貫井南分館から1件、貫井北分館から1件、合計3件の事業を報告しております。

内容をごらんいただきまして、ご意見、ご感想等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

以上です。

立川委員長 ご意見ございますか。目を通していただいていると思いますが、見ていない方は、またよろしくをお願いします。

## 2 審議事項

### (1) 公民館事業の計画について

立川委員長 続きまして、審議事項に入ります。

公民館事業の計画について。

大久保事業係長 事業係長です。

お配りしております資料のうち、公民館事業の計画をごらんください。

今回、4館から合計15件の事業を提出しております。

ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくをお願いいたします。

なお、本館の市民がつくる自主講座の部分でございますが、一般部門につきましては26回分の講座のご申請があったところ、予算が20回分しか措置されておりませんので、6回分は担当のほうでカットさせていただき予定しております。

同じく男女共同参画部門のほうも予算が20回分のところ23回分のご申請が来まして、3回分はカットさせていただき予定しております。

ご承認をいただきまして、ご提案どおり進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

菅沼委員 菅沼です。簡単に言います。

自主講座の件ですが、市民がつくる自主講座。これは基本的には社会教育法の公民館の事業、公民館の運営方針にのっとった内容だというふうに見ていいですね。その確認はしておいてください。

それから、基本的に出た案件は全部やりたいというのが希望ですので、全部残していただいてありがとうございます。

あと、削減した部分。例えば手しごとカフェの3回の講座申請の予算がゼロになっていますが、この削減については当事者と話し合い済みでここに載せたということでしょうか。それとも、ここで勝手に決めて、おまえのところは切るぞと行って、決めたからやれと言われても困るんで、予算回数を申請回数から落とした場合には、その分、団体に事前の承認をとってほしいですね。その承認がとれていないのに、公運審で決めたからやれと言われても困るんで、言っていることわかりますか。わかりませんか？

それじゃ、自主講座一般部門の手しごとカフェが、講座申請回数の3回がゼロにしていますと。それでトータルが20、それからもう一つ、ほかの講座もありますね。それでトータル26回を20回にあわせましたと。

それから、男女共同参画の6番目、子育て・子育て支援ネットワークの申請回数5を2にしていますね。これはこの団体と交渉して、納得した結果を載せてもわからないと。事前にちゃんと納得させてください。それが前提で20に押さえましたということだったら、承認していいと私は思います。

以上です。そこは確認をちゃんととってください。

大久保事業係長

事業係長です。

担当のほうからは、審議会の委員さんのご承認をいただいて団体さんにお話しをするといった進め方でやっているとは聞いています。

菅 沼 委 員

だから、趣旨が違うっていうの。公運審で決めたから、おまえのところは予算やんないよと、そういう言い方はまずいと。事前にこの26と20に落とすべく作戦を立てて、団体と交渉して20におさめてくださいよと。それが20におさまったら承認しますと言っているだけであって、公運審が認めたから、子育て・子育ての予算はゼロだというのは困りますよということです。

大久保事業係長

もちろん公運審で落とされたという言い方はしませんが、担当のほうでも、これこれこういう理由で承認できませんでしたという言い方はする予定でございます。

菅 沼 委 員

だから、基本的には、私はこの内容を承認してもいいと思うけども、削減したところには十分納得のいく説明をして、きちんと納得させてくださいよと。それがうまく納得できないんだったら、ほかの団体からもっと落とすとか、そういう調整をやってくださいよ。

勝手に削減しましたと、公運審で決めたから、それでゼロですよと、そういうやり方はしないでくれと言っているわけです。

以上です。

畠山委員 大久保事業係長 これは、説明はこれからされるんですか。もうしたんですか。事業係長です。  
 団体さんのほうには、これから行います。

畠山委員 そうですか。

立川委員長 この予算がなくなったというのは、今になって突然予算がなくなったんですか。予算がなくなったのは。

菅沼委員 すいません。予算は20が枠なんです。

立川委員長 もともとの予算が20なんだ。

大久保事業係長 そうです。20が枠です。

菅沼委員 もとの枠が20。それがオーバーしているから、ここのほうで落としたという。

立川委員長 なるほど。計画が後から来たということですね。

菅沼委員 それを26来たから、26を20に削減しなきゃいかんと。削減するのに公運審が承認したから、おまえのところはゼロよと言われても困るよと言っている。それはその前に納得させなきゃだめですよと言っている。  
 だから、20に落として全部の枠を残すということは承認しますと。けども、団体との話し合いはきちんとつけてくださいよと言っている。

立川委員長 もともとの予算が20回だったところを、団体さんは26回やりたいという要望が来たけども、これは通りませんよという説明ということですね。

大久保事業係長 そうです。

菅沼委員 だから、なぜ20に削減したいか。それはしようがない、予算がそれしかないから。けど削減するとき、公運審が決めたから、おまえのところはゼロだよというのは困ると。基本的に納得をさせて削減してくださいよということです。

立川委員長 じゃあ、この後、説明してください。

大久保事業係長 かしこまりました。

## (2) 青少年のための科学の祭典について

立川委員長 続きまして、青少年の科学の祭典です。  
 これは昨日も実行委員会があったんですけども、実施が9月？

牛込庶務係長 9月24日です。

立川委員長 9月24日。我々、今期でいなくなる運営審議会委員はいないんですけど、次に残る方というのはわかっているんですけど。

牛込庶務係長 団体の方はわかっています。

立川委員長 団体代表の方は残って委員になるんですけど。

牛込庶務係長 はい。

立川委員長 抜けるのは、私と。

牛込庶務係長 佐々木副委員長、宮澤委員、櫻井委員、川口委員。

立川委員長 あとは残っていますね。お手伝いはさせていただきますし、8月11

日が何をやるかという申請の締め切りなんです。前回と同じだったら問題はないんですけれども、前回と同じでいいのか悪いのか、また雨宮さん、あれ大変だから嫌だって前回言われていましたよね。

雨宮委員 え？

立川委員長 吹き矢は大変だから嫌だとか言われていましたよね。

雨宮委員 雨宮ですけども、ちょっと厳しいというか、やってもいいんですが、あれをやりますと実際は危ないんです。場所も取らないといけないし、何ていうのかな、礼から始まって礼に終わるといのは子供たちにはいいと思うんですけど、実際やって子供たちはいいんですけど、何て言ったらいいのかな。ちょっと狭くて、この間も昼休みには全部引き上げられた経過がありますので、そんなことをやって時間を潰してもあれかなと思って言ってたんです。

この場において、私なんかあれだったら、危ないんだったら、そこに詰めていますけども、実行委員の方というんですかね、あちらのほうから「みんな引き上げました」と言われたものですから。そんな危ない矢じゃないんですけども、教え方も私もちょっと下手なものですから。

でも、その資格は持っているんですけど、子供に今まで教えたことがないので、障害者と健常者に教えただけなので、できれば……。

立川委員長 変えたい？ 皆さん、いかがですか。雨宮さんが中心になって吹き矢のほうはやっていたんですけど。

畠山委員 委員長、この科学の祭典というのは大体よい形になっているんですけども、今までやってきていますけど、これは出展することが義務づけられているんですか。なっていないですね。任意、随意ですよ。

立川委員長 そうです。やめようと思えばやめられます。

畠山委員 だから、私は前にも言ったんだけど、あのままの形でいいのかと。今、子供たちの遊びもどんどん進歩していますからね。私もいろんな公民館に行って子供の遊びを見ているんですけど、やっぱりかなり変わっていますよね。トランプ使ったりとかね。そしたら時代時代に応じて、やっぱりその在り方をもう一度、実行委員会とか我々でも検討し直して、子供たちがほんとうに「あ、これはいいね」というのに変えたほうがいいんじゃないのかなと、そんな気がしているんですけどね。

立川委員長 なるほど。今までのテーマは昔遊びでしたけれども、テーマを変えてと。ただ、8月11日であとわずかなので、これから詰められるかどうかですけども。

畠山委員 なるほどね。どういう……。

立川委員長 だから「出ます」と言って、内容を幾らか変えるのは時間が多少ありますから、それは可能だと思いますけどね。

畠山委員 佐々木副委員長なんか、何かもっとこれがいいんじゃないかとかいうアイデアがあれば、そういうのを取り入れていって、子供たちがあつと驚くようなものにしたほうがいいんじゃないかなと、そんな気がす

るんですけどね。

佐々木副委員長 昔遊びなんだけど、やっぱり科学の祭典なので、少し科学的な学びというんですか、ただ遊ぶだけじゃなくて、例えばこの色とこの色がここまで混じるとどういう色になるかとか、あとは、前はぽんぽん船。あれも空気の力で船が進むとか、熱で膨張するとか、遊ばせるだけじゃなくて、その中に科学の原理が含まれているんだよというあれで始まったんですけども、ちょっとだんだんずれてきて、昔遊びをさせればいいみたいな感じにはなっているなということはありませんけど。

前は夏休みの工作とか何かあいつたものを持ってきて、ここでみんな話をしたり何かしたんですけど。

立川委員長 ちょっと今その余裕がないんですよ。

佐々木副委員長 やっぱり何人かで集まってここで話をする時間もないので、どうやろうかということで、二、三人で、前は山田さんが中心になってして、非常にありがたかったんですけども、そういう形のほうが短い時間でやるにはいいんじゃないかなと思います。

菅沼委員 菅沼です。

私も、もうあれでマンネリになっているなという感じはしているんですよ。ただ、時間がないなというのが実感で、今、副委員長が言われたように、別の会を何人かで設けるといいんじゃないかと思います。そこで1回、8月11日までに検討してみるというので。

立川委員長 実行委員会みたいなのをつくって、2人か3人でやっていただければ。

菅沼委員 そうですね。また別につくると怒るかもしれないけど。

立川委員長 実行委員会をやっていい方はいらっしゃいますか。

菅沼委員 私はいいですよ。

立川委員長 菅沼さん。

菅沼委員 1人だけ。それじゃだめだ。

畠山委員 実際、実行委員会の方がいらっしゃいますよね。いろいろやっている、各館にありますよね。実行する……。5、6人はいますでしょう。

菅沼委員 企画実行委員は違うんだよ。

立川委員長 やるのはこの10人なんです。

菅沼委員 この10人の中で決めなきゃいかんよ、科学の祭典は。

畠山委員 ここで決めるの？

立川委員長 運営審議会委員だけなんです。

菅沼委員 委員だけで決めなきゃいけない。

立川委員長 事務局も一切関与しないですし。

畠山委員 そういうルールになっているんですか。

菅沼委員 そうです。

立川委員長 社会教育委員も図書館委員も委員だけでやっているんです。

宮澤委員 そこのところは、内容は決まったんですか。

立川委員長 いや、わかりません。その2カ所はわかんないんですけどね。

宮澤委員 でも、やる方向ではいくということなので一致したんですね。



立川委員長 やめるということは聞いていないです。

宮澤委員 今、盛り上がっていますね。

立川委員長 三者でいつも1室使っていますから。

宮澤委員 そうですね。

畠山委員 だから、今までの延長線で、委員長や宮澤さん、という中でやるんだったら何かできそうな気がするんですけど、それもどんと抜けちゃっていると、じゃあどうやってやるのとね。やっぱり時代の流れも変わっていますから、それは今、菅沼委員がおっしゃったように、もう一度検討し直さないといけないかなと。

菅沼委員 だから、8月11日までに検討する気が皆さんにあれば、やりましょう。なければ、もう今までどおりでやるしかしようがないと。

宮澤委員 そうですよ。私たちも受け継ぐときに……。

菅沼委員 それをここで、やるかやらないか結論をつけましょうよ。

宮澤委員 受け継ぐときにやはり時間がなくて、前任者のものを受け継いで、1つつ新しく入れていったものですから、やはり時間がなければ、今までどおり前任者のものを続けていって、来年から頭に入れておいて、いろんところのものを、来年用にもう決めていったらどうでしょうか。やはり時間がないですから……。

立川委員長 今までどおりだったら、こういう書類をつかって、メールで11日までに流さなきゃいけないんで、私はもうつくってあるんですけど。だから、これと同じものをどなたか実行委員をやってもらえるのであればお渡ししますから、内容をちょっと変えるだけでいいんですけど。

菅沼委員 皆さんがあまり実行委員会までやらないということであれば、もうそれで行きましょうよ。

立川委員長 いいですか。

ただ、吹き矢を抜くか抜かないかですけど。

菅沼委員 吹き矢を抜いちゃうと、ちょっとスペースがもう一つ、何か入れたいね。吹き矢のかわりにね。

宮澤委員 もったいないですよ。何かまた新たに1つ入れたほうがよいかと思えますね。

立川委員長 何かアイデアないですか。

雨宮委員 雨宮ですけど、つくるのはやぶさかではないんですけども……。

國分委員 去年と同じ規模じゃだめなんですか。

宮澤委員 あれでも、皆さんに好評でしたものね。

國分委員 委員長が特別な矢をつくったんですよ。

菅沼委員 そうです。

國分委員 安全な。

立川委員長 特別というか、危なくないやつをですね。あれは残っていますよね、去年のは。

雨宮委員 雨宮ですけど、新聞などを見ますと、簡単にできる…この間、委員長がつくっていただいたような、その中で紙を丸めて球のかわりにしてふって吹くやつも新聞に載っていましたがね。

立川委員長 　ただ、着くか、刺さらないとつまらないですよ。

雨宮委員 　そうです。それで点数がつくと、またちょっと違うんでね。私が見たのは点数がつかますので、ここまで届くか届かないかというの、また肺活量があるかないかということだと思っんですよ。胸郭の問題と腹式の関係だと思っので、子供たちに対しては好評だったのかと自画自賛しているんですけども。

菅沼委員 　だから、もう新しい実行委員会なんてできないと、今のままでいきましょうというんだったら、できれば吹き矢をもう一年ぐらいやってもらいたい。来年はもう少し早目にこの内容を議論しないと、1カ月前になって議論したってなかなか出てこないから。

立川委員長 　来年は諮問がないでしょうから。

菅沼委員 　ゆっくり検討しましょうよ。だから今年、できれば危険で危ないとか、だめだということと言われなければ、去年と同じでもう一年やってみたらどうですかね。

畠山委員 　ただ、去年の場合は、実行委員会側から「危ないですよ」と。私も言われましたけれども、子供相手にしていますから、相手側の認識がそうなっているわけですよ。それをどういうふうに認識して、形を変えていくのか、それをやめちゃうのかということは、やはり検討しなくちゃいけない。万が一事故が起きた場合、誰が責任を取るんですかという話になっちゃうんですよ。向こう側がそう言っている限り、やはりそれに対して、大丈夫、安全ですと、安心ですという形のもの示していかないと、なかなか受け入れてもらえないかなと、そんな感じがしました。

　あのおきも、たしか吹き矢がだめですと言われてね、その辺がどうするのか、安全、安心をどう担保するかだけです。

立川委員長 　9月14日に新しいメンバーで公運審があるんですよ。そのときに今までの資料だとか、物だとかを持てきましょうかね。佐々木先生、またお部屋を提供していただけるんですかね。

佐々木副委員長 　はい。新しい先生も大変だと思いますが、8月とか何かであれば、先に日程を言ていただければ場所は押さえておきたいと思っます。9月になれば、また新しい委員の方が入るので、その先生とのやりとりのほうがいいかと思っますけれども、8月までは私のほうで何とか場所を確保したいと思っます。

立川委員長 　9月14日に委員会をやりますから、そのときに分担を決めて、1週間前から3日ぐらい前の先生のご都合のいいときに持ち込みさせてもらえればいいかなと。

佐々木副委員長 　9月14日に？

立川委員長 　9月14日が次の方の1回目。

佐々木副委員長 　そうですか、わかりました。

立川委員長 　そこで私も全部今までのものを持てきて引き継ぎますので。

佐々木副委員長 　わかりました。

菅沼委員 　すいません、9月14日ってほんとう？　9月24日になっているん

だけど。

牛込庶務係長 9月14日を予定していたのですが、議会と重なり、1日前の9月13日に日程変更する予定で調整中です。

菅沼委員 公運審ね。

牛込庶務係長 はい、公運審が。科学の祭典は9月24日です。

菅沼委員 9月24日ですね。わかりました。

立川委員長 だから、14日から22日の間で先生のご都合のよろしいところ。

佐々木副委員長 わかりました。部屋だけ確保……、19日の午後とかその辺であれば。

立川委員長 19日の午後？

佐々木副委員長 19日の午後。持ち込みと作業を1時間させてもらうかもしれない。

立川委員長 わかりました。じゃあ、午後はちょっと確保しておきます。

雨宮委員 雨宮ですけど、いいですか。

立川委員長 はい。

雨宮委員 9月24日は私、出られないんですよ。

立川委員長 そうなんですか。的はありますか？

雨宮委員 あります、あります。

立川委員長 じゃあ、お借りしておいて大丈夫ですか。

雨宮委員 そうですね。その前にちょっと……。

宮澤委員 じゃあ、ちょっときついわよね。

雨宮委員 え？

宮澤委員 きつくないですか。

立川委員長 やるの？

宮澤委員 24日の日。

雨宮委員 日曜日ですよ。

宮澤委員 日曜日。

雨宮委員 24日はちょっと……。

立川委員長 きついけど、しょうがないでしょう。

宮澤委員 まあ、しょうがない。

立川委員長 でも、やり方は別に、もう大体皆様方……。

雨宮委員 2時ごろだったら大丈夫なんですけど、午前中はちょっと無理。

宮澤委員 少しでも来ていただいたほうがいいと思いますけど。

立川委員長 じゃあ、科学の祭典は私のほうで引き続き進めておきます。

(3) 第34期委員への申し送り事項について

立川委員長 次に、第34期委員への申し送り事項についてです。

牛込庶務係長 こちらは、畠山委員からご意見があったのですが、次期委員への申し送り事項をとということをお願いしてしまいましたが、あればこの場で、なければ皆さんの意見を取りまとめて委員長と相談して作成して、皆さんにお配りできたらなと思うんですけど。

立川委員長 これは誰が誰に対して？ 誰が次期委員に。

牛込庶務係長 33期の委員から34期の委員に。

立川委員長 我々全体から？

牛込庶務係長　　そうです。  
立川委員長　　そうですか。  
宮澤委員　　前任者から私たちもいただいた。  
立川委員長　　そうですか。申し送り事項ね。でも、これはもうやっている余裕はないですね。個々に意見を出すしかないですね。  
牛込庶務係長　　いただいた後、取りまとめたものを委員長と相談して、後日皆さんにお配りして、確認するという方法をとらせていただく形でよろしいですか。  
立川委員長　　わかりました。  
委員全員　　はい。  
立川委員長　　そういう形でお願いいたします。

#### (4) 公民館中長期計画の策定について

立川委員長　　では、中心の中長期計画の策定についてです。  
2枚の差しかえのものを前提として、基本的には今日でまとめたいという期限なんですけど、期限が差し迫った中で、皆さんの文章を深く読まれる中でいろいろなご意見が非常に出てきたということをお伺いしています。  
この答申に当たっては、ほんとうに断片的な答申しかできないかなと思っていたんですが、ここまで深く広く答申ができるとは思っていなかったんですけども、これも皆さんのおかげだとは思っております。  
また、館長も全然畑違いなところから来られて、非常に悩まれている日々だと思うんですが、ただ、この答申を館長もあまりにも深く、重く受けとめ過ぎているところもありまして、100%自分の責任でやりたいというふうに思っただけじゃなくて、その気概は非常にありがたいんですが、市民を代表しての公運審で、この10人の理想と意見ということですので、畠山さんのほうからスケジュールを入れろということもありまして、スケジュールって厳しいなと思ったんですが、一、二年の間のNPOなんかの評価を交えて、拙速にいろいろ決めないでということもスケジュールの中に織り込まれましたので、そんなに館長も100%どんだんやらないといけないというふうに考えちゃうと、この答申も3分の1ぐらいに縮めなきゃいけないってなってしまうので、それだと我々の意見ということにならなくなってしまいますので、努力はいただくということでもよろしいかと思うんですが、その中で、今日は皆さん思っていることは全部はき出していただいて、今日はお二人の欠席がありますが、8人の合意でフィックスできればなと思っています。

まずはご意見の…畠山さんが一番提案が出ているから、畠山さんからお願いします。

畠山委員　　畠山です。私のほうからお話しさせていただきます。  
既に委員長のほうから、公民館中長期計画の策定についてとずっと長年審議をやってきたんですけども、答申を見ますと、この内容を

見て、私もこの間、ずっと新福社会館の問題とかいろいろな状況がどんどん変化していきましたから、その変化に対応をしなくちゃいけないんだと、1年前のことと今は違っていますから、それを前提にして、もう一度見直して、また考えた場合どうなるかというところが2点ありましたと。それが今回、委員長のほうに私が提言書として出しました中長期計画策定の問題点について、仮移転問題と解決策についてと。

これは読んでいただければわかると思うんですけども、問題はその次のページで、結論という書き方ですね。結論はちょっと読ませていただきますけれども、新福社会館を建てる方向性は行政側から示されているが、その中に何を移転させるのかは、現段階では具体的に決まっていないので、公民館本館事務局の新福社会館への移転ありきで結論を先行させて、答申書に盛り込むのは適正でないと考えます。

現段階では、公民館運営審議会が前のめりで移転方針を答申書に盛り込めば、市民の反発を受ける覚悟が必要です。木を見て森を見ずで答申書をまとめることは、多くの市民の共感を得られるのか懸念が残ります。

ただし、本館事務局の早期移転要望に関する提言については、答申書に盛り込むべきだと思います。林本館長には、新福社会館の方向性について理解している範囲でご説明をいただきたいと要望いたします。

その上で、本館事務局の移転問題の解決に多数の市民と行政の理解と納得が得られる答申書にすべきだと私は考えました。それが1番です。

2番目についてですけども、では、具体的に答申書の提出について。答申書の提出は運営審議会の全会一致が原則です。

3番目として、附帯意見書の添付について。これはすなわち、私もいろいろ考えたんですけども、合理的な解決策として平行線をたどって、もう一つは、賛否両論あるわけですけども両論併記も考えたんですけども、両論併記になっちゃうと委員長の答申案を進める案と、それを批判する考え方の両方載ってしまうと、答申書としてはあまりよくないんじゃないかと。私もこのことは1カ月間非常に悩んだんですけども、やっぱり両論併記はやめようと、とりあえずそれは外しておいて、全部載せると。載せ方に違いはありますけど、その違いについて、附帯意見書の添付について合理的解決策とありますが、答申書の提出について、運営審議会の全会一致を得られない下記の2項については、答申書原案作成者の意思を尊重して、答申書から外して附帯意見書として答申書に添付して提出すると。要するに、意見が一致していないことに関しては、この2項は外して附帯意見書として添付すると。

附帯意見書に記載する事項としては、1番目は、答申書8ページの3-3、公民館本館の本移転について、上段から3行目、行政におかれては、社会教育（公民館）の重要性を認識して、現在検討中の仮称

新福祉会館建設及び公共施設等総合管理計画の中で公民館本館の位置づけを明確にし、早急に実現を図ってほしいという文言が入っているんですけども、その前後はいいんですが、この部分は新福祉会館移転ありきになってしまいますので、この部分の文言を外して、これを附帯意見書にすると。

第2項として、答申書11ページの3、NPO法人の取り巻く環境の整備の全文とありますけれども、これは私は何回も言っていますが、NPO法人に関して待遇とか処遇とかいろいろなことがあるんですが、これは市とNPO法人がお互いに検討し合って決めることであって、私たち公運審がこのことに対して踏み込んで提言していくと切りがなくなってしまう。委託金はどうなんだとか、いろいろ踏み込む問題はいっぱいあるわけですよ。

実行委員会と具体的に理事会との関係はどうなんだとか、こういう問題が入ってくるとなると非常にややこしくなってしまうので、この問題はあくまでも市とNPO法人が話し合うべき問題であって、我々が審議する問題ではないと。審議することは簡単ですけども、それはかえってトラブルの原因になってしまうだろうということで、この11ページの3のNPO法人を取り巻く環境の整備の全文は、こちらの附帯意見書のほうに入れていただきたいと、答申書のほうからは外していただきたいと。

そうすると、答申書のほうは、委員長の発案したように、とにかくこれ以外はそのとおりになりますと。そのほかにこういう意見がありますよということが1項、2項として附帯意見書に入る。そうすると、全体にまとまった形になって、これを読んだ市民の方も行政の方も納得してもらえらるだろうというふうに私は考えました。

だから、あえて原文どおり載せてしまうと、必ずこれは賛否両論が出てきますから、それは批判を受けることも覚悟しなくちゃいけない。やっぱり委員長がせっかく最後にまとめたわけですから、そのまとめたものはまとめたものとして提出すると、それでそれは承認を得ると。そして煮え切らないものに関しては、それは2項、附帯意見書に添付する。このことについては先送りして、次の第34期以降の委員会のほうに託して、そこで審議してもらえばいいんじゃないかと、それが私が一番ウイン・ウインの関係で先に進むんじゃないかなと、そういうふうに思って今回の問題点、解決策について発案しました。

以上でございます。

立川委員長

わかりました。

プラスご意見を。それ以外のことですか。

菅沼委員

いやいや、このことです。

立川委員長

それ以外で何か言いたい方、いらっしゃいますか。まだこれは追って、畠山さんの件は……。

菅沼委員

それ以外に、ちょっとすいません。佐々木先生と絡むんですけど、14ページの社会教育の拠点としての公民館の新しい役割の中の文言な

んですが、その中の4行目に「このような役割を果たしている公民活動を」とありますね。その後「阻害する外に有料化を図ることは」と書いてあるんですが、もともとは公民館活動を有料化することは市民に負担感を与えるし、地域まちづくり活動を停滞させるおそれがあるという文章だったんですが、佐々木先生のほうからコメントがあって、何かここに入れたほうがいいというのが、ちょっとここは日本語の文章としてうまく通じないので、どんな意思だったのかなということを知りたかったんです。

- 佐々木副委員長 菅 沼 委員 佐々木副委員長 菅 沼 委員 佐々木副委員長 菅 沼 委員 佐々木副委員長 菅 沼 委員 立川 委員 長 宮 澤 委員 立川 委員 長 宮 澤 委員 立川 委員 長 宮 澤 委員
- いいですか。かなり前に出したので覚えていないんですが……。
- 何か「阻害する外に」というのが、何かちょっとよくないですね。
- そうですね。日本語がちょっとわかんなかったかなという意味だったかもしれませんね。
- 公民館活動を有料化することは市民に負担感を与え、その後につなげて、それではまずいですか。
- 「阻害」をカットして、公民館活動を……。
- 「を有料化することは」、「有料化を図ることは」でもいいですけど、「阻害する外に」というのを取っちゃって、「公民館活動の有料化を図ることは市民に負担感を与える」でいいですか。
- それだったら通じると思いますね。
- はい。じゃあ、それで合わせてください。ちょっとこれ意味がわかんなかったから。
- そうですね。ちょっと意味がわかんないですね。
- じゃあ、それで直していただいて。
- それ以外は、今の問題点で。
- それ以外に大きな点は。
- ちょっと1つよろしいですか。
- はい。
- 今の三多摩地区の他市の動向というところにちょっと関連するんですけれども。
- 何ページ？
- 9ページに入りまして、②なんですが、三多摩地区、下記の庁舎ではと、多分この庁舎と同じだと思うんですが、3分の2は社会教育法の範疇の公民館としているので、その後なんですが、羽村市、八王子市、東久留米市と他市の名前を堂々と掲げているんですよ。こういう他市のところ、3分の2は教育法の範疇の公民館として活動しているわけですよ。この3市は完全に有料化しているんですけれども、やはり市を堂々と出すというのはいかがなものでしょうか。
- ですから、このところはやはり、もうこのようになっているところは他市ですから、他市を引用しているわけですね。私たちが調べたわけではありませんし、それなのにかかわらず、羽村、八王子、東久留米と堂々と市の名前を出すというのは、ちょっと私としてはいかがなものかと思えますね。

ですから、このところは、3分の2はもうなっているんですがというところで、この3市を省いて、最後に「有料化している市もある」か「市がある」と、そのように訂正していただければよいかなと思います。やはりよそ様の市を答申の中に入れるというのは、ちょっとこれは私たちが調べたものではないですから、他市の数字を借りているわけですから、そのところはどうでしょうかね。

私たちが調べたんだったら、堂々と市を掲げてもよろしいかと思えますけれども。

菅 沼 委 員

菅沼です。

この資料は調べたんです。調べた結果をここで書いたわけで、ただ、市を出さないほうが良いというんだったら、今の意見でも良いです。ただ、事実は調べました。

宮 澤 委 員

でね、ここにも載っていますからね。

菅 沼 委 員

だから、羽村市、八王子市、東久留米市というのを取れというんだったら、取って構いませんよ。資料を見ればわかるんだから。

宮 澤 委 員

はい。ですから、それがわかるのであれば、やはりあえて……。

菅 沼 委 員

だから、そのほうが良いというんだったら、それでいきましょう。

宮 澤 委 員

私はそう思います。

菅 沼 委 員

全員一致じゃないと終わらないと、そういう反対の人がいれば、それは審議しましょう。

宮 澤 委 員

やはり都公連にも入っていない資料もありますし。

菅 沼 委 員

わかりました。だから、省略したらいい。

宮 澤 委 員

これは私の意見です。

菅 沼 委 員

委員長のほうにお任せいたします。

立川 委 員 長

そのほかのご意見ございますか。

先生、何かあるんじゃないですか。

佐々木副委員長

よろしいですか。前にかかなり書いて出したんで、それは修正されているんですかね。

立川 委 員 長

赤を入れた部分ですね。

佐々木副委員長

ええ。

立川 委 員 長

おおむねこれは反映してもらったんですよね。それ以外はなさそうですか。

佐々木副委員長

ええ、いいです。

立川 委 員 長

ということは、さっきの菅沼さんのところは終わっているんで、畠山さんの2点、それから宮澤さんの1点、これに関して解決していけばいいのかな。それ以外に皆さんご意見ないですか。何か気がついたとか、全部出してほしいんですけど。

あと、館長も何か大丈夫ですか。ここを何とかとかありますか。もう最後だから、全部。



林公民館長 館長です。地図なんですけれども、6ページの地図ですが、円で囲ってあって、網羅してるということをお願いのかなと思っているんですが。

立川委員長 そうですね。

林公民館長 ただ、梶野町2丁目あたりが丸々入らないのかなというところがちょっと顕著化して出ているという絵なので、文言で書いていく部分でもよろしいのかなというふうには思っておるところです。どうしてもこれは前原町4丁目のほうですか、どうしても、あまり円できっちり描いてしまいますと難しいのかなとちょっと思ったところ。意見です。

立川委員長 はい。それ以外は。

林公民館長 あとは、先ほど冒頭にも委員長のほうから、全部を引かぶらなくてもいいんだよと。背負わなくてもいいんだよというご発言もいただいております。私としましては、できる限りのところになるのかなと思っております。できる限りのところの部分で、やはりなかなか発言が難しいのですが……。

立川委員長 何ページですか。

林公民館長 9ページなんですけれども、③のところは1点、生涯学習センター、コミュニティセンター、多くの場合は指定管理者制度を導入しているが、その団体の長の意識にもよるが、公民館の役割が十分認識されず、地域性も薄く、採算重視になりやすく、人の集まる事業に偏りやすいというくだりなんですけれども、もうこれはこういうふうな形で、厳しいという一定の判断なのか、ちょっと記載の仕方こういうのがあるよというところなのか悩むところ。ですので、これは判断ではないのかなと思うのが私の意見です。つまり、こうなんだよというふうな言い切りでないほうがいいのか。一つ、こういうのもあるよ。コミュニティセンターの場合は指定管理者なんかも導入しているといったところなのか。言い方ですかね。

立川委員長 どの辺の言葉ですか。地域性も薄くと言い切っているところと採算性重視になりやすいというところですか。

林公民館長 ここがストレートパンチかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

菅沼委員 それは、だけど、公運審としての意見を出しているんだから、それを受けて、あとは、館長がどう判断するかだけの問題で、ここで答申を直せとか、そういう話とは違うと思うんですけどね。館長へ出す答申でしょう。その答申の内容を館長が全部直せと言われたら、何のために出すかわからないじゃない。

林公民館長 はい。

菅沼委員 おかしいよ。

立川委員長 それ以外はないですか。

畠山委員 ということは、館長にそれを委ねることだね。今のことに関しては。

立川委員長 委ねると、ここでまた再度、結論まで出したいと思います。

佐々木副委員長　でも、館長から言ってもらったほうがいいんじゃないですか。  
 立川委員長　意見はね。だから、意見は。  
 佐々木副委員長　我々のほうで判断すればいい。  
 立川委員長　それ以外のご意見はありますか。  
 林公民館長　あと、4ページの絵なんですけれども、この絵の役割なんですけれども、文章で語っていらっしゃるのかなと思っておりましたものですから、あえてこの表を添付する必要性というの乏しいのかなと思いました。

立川委員長　この役割をどこの文書で示しているんですか。  
 林公民館長　1ページから2ページにかけて役割が書いてあるんですけど。  
 立川委員長　1ページ、2ページの辺でこれがあらわれているんじゃないかと。  
 林公民館長　はい。  
 立川委員長　二重じゃないかと。  
 菅沼委員　はい。それだったら、1ページ、2ページ取って、これを残しましょうよ。こっちのほうが一番キーなんだから、この表が。全然わかってないな。

立川委員長　そのほかは。いいですよ。何でも言っていていいですから。  
 林公民館長　いや、そうじゃなくて。わかりました。ちょっと今の部分、菅沼委員のご発言等もありましたところですので、従前なほうを入れたところもちょっとご指摘もありましたので、一応私におきましては、どうしても私の手に負えないようなところというところと言うのであれば、やはり先ほど畠山委員が出てきたところの部分の2カ所というのはあるのかなと思っています。

立川委員長　それは同じ？  
 林公民館長　はい。ポイントは同じです。  
 立川委員長　あと、これはいいんですか。  
 林公民館長　はい。もうこれで、以上です。  
 立川委員長　じゃ、以上で端から話し合っていきたいと思います。まず、既に結論を出せそうなところから。9ページの先ほどの館長の件ですが、その4番、(1)、③で、③の生涯学習センター、コミュニティセンターのこの文章ですが、「地域性も薄く、採算重視になりやすく、人の集まりやすい事業に偏りやすい」という文章に関しては、もうちょっと易しくしたほうがいいのか、このままでいいのか、別の言い方がいいのか。

菅沼委員　このままでいいと思います。あとは、実施の中で公民館長といろいろ話していけばいい話です。ここで文章を1つ変えたって、変わる話じゃない。一応こういう考えが出されたということでもいいんじゃないかと思えます。それは前から何回もやっているんだから、今ごろになってそんなことを言われても、私はちょっと怒り心頭ですね。

立川委員長　そのほか、皆さんご意見ありますか。公運審としては、この文章はこのままでよろしいですか、皆さん。

畠山委員　本来なら、こうやって意見が食い違つては、両論併記となるんですけども、たまたま館長の発言ですから、両論併記はなじまないだろう。

菅 沼 委 員 ないよね。

畠 山 委 員 委員同士だったらあり得ますよ。ただ、本館長がそうやってしまうと、ちょっとは両論併記のほうはどうかなど。そういう考えだと、やっぱり菅沼さんがおっしゃるとおり、しようがないんじゃないかと思います、それで。館長は最初からいなかったから、いろいろ多分問題を後からいろいろ考えるとやっぱりそうだなと思うところも多分あると思います。

立川 委 員 長 途中から思っちゃうかもしれないですけどね。今日だから言ったかもしれないですけどね。では、このままでいきます。

次に同じページで、ちょっと上の②番です。三多摩地区、他市の調査のところですが。

菅 沼 委 員 それはさっき宮澤さんが言われたような形で直したらいいですよ。

立川 委 員 長 羽村市、八王子市、東久留米市。

菅 沼 委 員 何だったら「他市では」と入れて。

宮 澤 委 員 そうですね。

菅 沼 委 員 具体の固有名詞をなくせというんだったら、「他市は」と。「他市では」ぐらいでいいんじゃないですか。

立川 委 員 長 ただ、これを入れる、入れないという、どういう違いがあるんでしょうか。その事実は事実で。わかりますか。

宮 澤 委 員 やはりここの調査、一応、他市というのを、「調査では」と他市からの引用、借りてきているわけですね、この調査の文面は。

菅 沼 委 員 要は、調査して、調べて……。

宮 澤 委 員 調べた結果で、だから、この他市だったら、ここの他市をちゃんとここの市を入れても構わない。ですから、ここで他市となっているのにかかわらず、3分の1にかかわる代表として、羽村市と八王子市と久留米市と、ここ、やはりよそ様の市ですね、小金井市の答申に対して、小金井市のほかに、よその市のところを出してくるというのはちょっと、やはり羽村市、八王子市、久留米市に対して失礼なんじゃないかなと思うし、許可はとってないし、そういうところでしたら、やらない。

菅 沼 委 員 それもあるんですけど、向こうはわざわざ社会教育から外すということで宣言してやっているんだから、何も書いておかしいことはないけども、固有名詞を書くのがおかしいというんだったら、取ったらいいでしよう。それは全体の答申の中の微々たる問題だから、そこをぐずぐず言ってもしようがないから、取れと言うんだったら取ったらいいです。

立川 委 員 長 では、この市は公民館じゃないということですね。

菅 沼 委 員 じゃないです。

宮 澤 委 員 そうですね。

立川 委 員 長 公民館でない市が羽村、八王子、東久留米。立川は公民館あるんですか。

菅 沼 委 員 なくしました。

立川 委 員 長 府中なんかあるんですね。

宮 澤 委 員 だから、都公連に入っていないところは大体そうやってきますね。

立川 委 員 長 でも、府中なんかは都公連入ってないですね。

宮澤委員 入ってません。  
 立川委員長 だけど、公民館ありますからね。  
 宮澤委員 だから、そういうところにあるから。だから、やはりこの市というの  
 を、この3市……。  
 菅沼委員 固有名詞を出したくないんだったら、もう取ったらいいじゃないです  
 か。そんなところで時間をつぶしてももったいない。  
 宮澤委員 ほかの方は、どう思っているか。  
 立川委員長 どうかな。  
 佐々木副委員長 いいと思います。  
 立川委員長 どっちが？  
 畠山委員 今、菅沼委員がおっしゃったように……。  
 佐々木副委員長 他市でいいんじゃないですか。  
 立川委員長 他市でいいですか。固有名詞出さないのね。  
 菅沼委員 それは資料を見れば出ているんだから。  
 畠山委員 固有名詞出さないほうが正解だと思います。  
 立川委員長 はい。  
 宮澤委員 やはりこれは小金井市の公民館の答申ですからね。  
 立川委員長 では、他市では生涯学習センターとしてきたところもある。  
 宮澤委員 そのほうが私はいいと思います。  
 立川委員長 そして、使用料を有料化しているということですね、他市。他市でい  
 いますか。他市だけでわかりますか。  
 菅沼委員 他市の一部ではだよ。  
 立川委員長 他市の一部ですね。  
 菅沼委員 他市の一部では。他市の全部じゃないよ。他市の一部ではだよ。じゃ、  
 一部どこだと言ったら、3つあるねとか。  
 宮澤委員 でも、やはりそれは……。  
 菅沼委員 そこ書くとだめだと思うけど。  
 宮澤委員 いいえ、でも、やはり……。  
 菅沼委員 全員一致じゃなきゃいかんというんだったら、しょうがないよ。  
 宮澤委員 いや、そうじゃなくて、やはり小金井市の問題で出しているから、や  
 はり他市を……。  
 菅沼委員 譲られるところは譲るから、それで行きましょうよ。  
 立川委員長 牛込さん、いい？ 他市の一部ではで。  
 佐々木副委員長 他市では、有料化しているところもあるで。他市の一部ではと言っ  
 たら、ちょっと変だと思います。  
 宮澤委員 おかしいから、有料化している……。  
 立川委員長 他市では有料化しているところもある。  
 佐々木副委員長 ところもあると。  
 宮澤委員 そのくらいで。  
 立川委員長 有料化しているじゃなく、有料化しているところもあると、このほう  
 がいいですね、じゃ。  
 宮澤委員 そうですね。市じゃなくてね。

立川委員長 次に、この地図の話ですけど、地図に関しては、後から出た話ですが、要はわかりやすいとって、あるとわかりづらいというのが出るんじゃないかということですかね。ただ、ビジュアル的には、あったほうがわかりやすい。どの辺が手薄かというのでね。

菅沼委員 意見、菅沼です。これはやっぱりさっきの公民館の役割のあれと、それから、この地図がこの答申の1つのキーポイントだと思うんです。だから、今までの公民館配置、どういうふうに来て、今どういう問題があるかと、これ1つでわかるわけですから、それを取るとということは、私は絶対反対ですね。非常にわかりやすい資料だと思います。じつと見てもらいたい。

立川委員長 あと、ご意見。

畠山委員 よろしいですか。館長はこれのどこに大きな問題点があるというふうに、絞るとですよ。絞り込むと。

立川委員長 梶野町2丁目のあたりが円から外れているということでしょう。

林公民館長 はい。館長です。今、委員長のご指摘のところですよ。

立川委員長 逆にその辺に全然、もともと目が向いてないんじゃないかと指摘されるのが怖いということですね。

林公民館長 館長です。誤解されないようにと思いました。

立川委員長 その他、ご意見。じゃ、これはわかりやすいので、残していいですか。

國分委員 じゃ、館長のあれは、梶野町には目が向いていないと。

林公民館長 それはいいです。

立川委員長 全部が全部というわけにはなかなかいかないでしょうけども。

國分委員 ちょっと大きくして。円をじゃ、ちょっとこう……。

宮澤委員 ちょっと膨らませて。

立川委員長 いえいえ、そんな。

林公民館長 それはちょっと。

立川委員長 無理やり。

菅沼委員 そんなことは議論したっていいでしょ、基本的にこういうふうに全部の配置がこうなっていて、小金井というのは非常にうまく配置ができていよと、今問題点があるんだよという地図だから、基本的には、全部網羅できないところもありますよ。

國分委員 館長は、だから、そういうような認識で。

菅沼委員 だから、いいんだよ、もう。

宮澤委員 いいんじゃないですか。何でも、だから、完全にやろうとするとちょっと障害になるということなんだろうと思いますけど。

立川委員長 貫井北ができる前は、もっとこの辺はあいていたわけですからね。だから、全部網羅はなかなか難しいです。

國分委員 そういうようなことを勘案して。

佐々木副委員長 例えば、5ページのところの(1)の5行目ですか、「これによって目安として、誰もが歩いて15分の距離には」というのは、「15分程度の距離には」とか。

國分委員 そこを直したほうがいいですね。

佐々木副委員長　　じゃ、1キロは目安ですと。で、大体みんなやれるようになっているというふうなことでどうですか。

國分委員  
立川委員長　　それは賛成です。  
どうですか。牛込さん。じゃ、「15分（1キロメートル）」の後に「程度」ということで、地図は残します。  
続きまして、4ページの表の件ですが、表のほうはわかりやすいとは思うんですけども。

菅沼委員　　これは作成者としては絶対譲れません。だから、それを取れと言うんだったら、1ページの役割を、役割1、2、3、4と書いてある文章を取って、ベースの役割の図を参照ぐらいにするんだったら……。

立川委員長　　（2）のね。（2）の役割。  
菅沼委員　　役割1、2、3、4を取って、別紙のページどおり、ページ4の別紙の役割……。

立川委員長　　別紙参照と。  
菅沼委員　　参照にするかだけです。だけど、こういうのは大事なところだから、両方言っても構わないと思うんです。一番大事なところなんだから、ここを理解しなきゃ公民館というのは要らなくなっちゃうんです。

立川委員長　　何かご意見ございますか。ここは二重に言うということで、皆さん反対はないですね。二重と言っても、役割のところではたかが8行ぐらいですからね。この表の中でもうちょっとわかりやすくするとか、もうちょっとこういうふうに変えたほうがいいのかというのがあればですけど、特にこれも反映してますからね、今までの考え方。  
じゃ、このままでよろしいですか。じゃ、このままにします。  
じゃ、だんだん難しい問題のほうへ。11ページの③NPO法人を取り巻く環境の整備というところで、畠山さんとしては、このところは割愛して、答申外のほうに持っていくんだったら残すということなんですか。これに関して。

菅沼委員　　ちょっと2つあるんですが、1つは、この答申案は全部、全会一致じゃなきゃ文書に入れられないのかどうか、その判断が1つと、それから、この附帯意見書になったら、答申案の外になっちゃうんですか。答申案の中の意見として入るのかどうか、その2点が私わからないんです。附帯意見書としたら、もう公運審の答申の中じゃないよということになるのか。そこら辺をまず認識しないと、どうするかというのは決まらないと思うんですが、その初めのほうの全会一致なのか、多数決なのか、何なのかよくわからないけれども、そこをどうするのかなというのと、その2つがあって、それ理解した上で、じゃ、これどうしましょうかということになると思うんです。  
1番の附帯意見書というのはどういう効力があるの。答申じゃないんでしょうね。答申の一部なんですか。

畠山委員　　附帯意見書というのは、答申書が出ますね。それについて意見が一致しないじゃないかと、これは国会でもよくあるんですね。じゃ、その部分については附帯意見書をつけましょうと。だから、こういう答申書は

一応、これでまとめましたと。でも、こういう意見が出ましたと。これ  
がいいか悪いかは読んだ方の判断ですねと。その人に委ねますと。でも、  
運営審議会としては、委員長としては、これだけはまとめましたと。こ  
れを答申とします。どうしても意見が中でそれと合わない。じゃ、それ  
が合わないとなるとどうなるかという、今度、全会一致じゃなくな  
っちゃうと有志の判断になってしまうんです。公民館の中の有志の人が  
答申書を出しましたと。じゃない人はもうノーコメントですと。そう  
なると全体というものにならないんですね。

やっぱり特に公民館というのは、こういう運営審議会の場合は民主主義  
のルールですから、一方的に多数決でやれよとか言ったら、国会にな  
っちゃうものね。それは全くなじまないと思います。だから、もと  
も民主主義のルールでは、少数意見の方の意見も十分に尊重しましょ  
うと。そうすると、菅沼さんが委員会で言っていた、今までそんな時間  
いっぱいあったじゃないか、何で今まで言わなかったんだよ。けども、  
状況が刻々と変わっているんです。新公民館、新福祉会館についても変  
わっています。いろいろな状況が変わってきている場合については、そ  
の状況も、その時々判断に基づいて、少なくとも今日現在の状況の中  
において、どうする、どのような答申書にするのかということをおも  
いいろいろ時間をかけて考えてきたんだけど、やはりそれは答申書  
には完全に盛り込めない部分があるとすれば、それは一応外してお  
きましょうと。外して、こちらはこちらできちんと、もう全員がまと  
まったわけですから、それはいいでしょうと。

しかし、意見が食い違ってしまったという部分に関しては、附帯意見  
書というのは重大な意味を持つわけですから、それを見た人は、それは  
市民であれ、行政であれ、それがどう判断されるか。こういう意見もあ  
ったんだ、これはすばらしい意見だなと捉えれば、それはそのとおり、  
また、新たな諮問が出てくるかもしれませぬ。それは次の34期委員会  
で、審議会でやってくれということも出てくるかもしれませぬ。だから、  
そういう意味の幅広い選択肢を持ってもらうために、2つの意見。だから、  
それを両論併記にするんじゃないかと、両論併記にしちゃうと賛否両  
論に分かれた答申書になってしまうと、それは委員長の顔に泥を塗っ  
ちゃうんで、それはやめましょうと。それも考えたんですけど、やっぱ  
りそれはよくないと。だから、それは前文、分けましょうと。こっちは  
前文、こっちも前文、それが三方一両損じゃありませんけども、みんな  
がそれで納得してもらえる文書になるのかなと、私はそういうふうに考  
えました。それでこういう形にしたわけです。

だから、附帯意見書があったら、そんなの役に立たないんじゃないか  
ということは全くありません。それは市の議会でもそうですし、国会議  
事堂でもそうですし、都議会もそうですし、わりと附帯意見書というの  
はつくケースがありますから、それはそれで重要な意味を持つと思いま  
す。

立川委員長 答申どうやってつくるのか、私見ですけども、全員一致である必要は

ないと思うんですが、その意思を伝え合って討論して、何でこれを抜くべきか、これを入れるべきかというのをとことん話し合って、理解し合って、それを1つにまとめていくのが理想かなと思うんですが、附帯というの、付随して載せていけば、答申書としては生き残るんだなというふうには思いますけどね。

畠山委員

私は、やっぱり少なくとも立川委員長が答申書は取りまとめなくちゃいけないですね、いや応なしに。意見分裂したままで出せばいいやという話とはいかないと思うんです。その同意がなくなっちゃうと両論併記になってしまうので、それよりも、まとまった分だけはきちんと答申書として出して、そのほかこういう意見も出ましたと、これに対する反対意見はないわけですから、これはこういう意見書として、附帯意見書として添付すると。そうすると、読んだ人も、それを市民の方も行政の方もなるほどなど、こういう意見もあったなど。じゃ、将来的に、または、新福祉会館が最終的にどうなるかというときに、今度この提言が、いわゆる附帯意見書が生きていて、だったらこうしましょうよ、ああしましょうよという意見、議論がそこで初めて発生するだろうと。

今の段階では、そこまで踏み込んじゃうと必ずトラブルの原因になりますよというのが私の見解なんです。今やってしまうと、それはもう在り気でないよと。そこだけあるんじゃないのと。これはもともと福祉会館のあり方としては問題だよねと言われちゃうと、ちょっと私も、地域の自治会の人なんか話を聞いてみると、ちょっと変じゃないかなと思われてしまうので、そこはちょっと、これはこれ、答申書は答申書、きちんとして、せっかくいい答申書なんですから、それでその他の意見としてこういう重要な意見も出ましたと。重要な意見だからこそ附帯意見書になるわけですから、じゃなかったら、そんな意見書、何の意味もないんですよ。

立川委員長

このNPO法人を取り巻く環境の整備というところで、市とNPO法人がやるべきというところは、公運審でこういう意見は言わないほうがいいという趣旨はどうしてですか。

畠山委員

もともとNPO法人というのは官製NPO法人ですね。官と民がつくったんですね。方向性もあんまり定まってません。ここにおいてNPO法人の理事の方の例えば待遇問題、報酬問題、いろいろなことがそこでNPO法人がそこまで踏み込むのかと。じゃ、今、理事に対する報酬も踏み込み、正会員、準会員の会費もありますね。そういうことも全部踏み込んでしまうと、委託金が適正かどうか入らなくちゃいけませんから、ここはやはり委託金を出しているのは市ですから、市とNPO法人が今までどおり話し合って決めていくと、それが一番公平だと思うんです。我々がこれをこうじゃないか、ああじゃないと言ったって、確かにNPO法人、1つ例に挙げれば、NPO法人のいろんなチラシが出ています。何度も見ましたけれども、総カラーなんです。カラー刷りですね。我々こういうところを出しているのはほとんど白黒なんです。じゃ、それだけの委託金が潤沢だから、そんなのできるのかねと、市民から見た



らそういう目にも映るわけです。それじゃ、そこまで議論するのかという  
うと、それは、そこまで議論しちゃうと公民館同士の格差になってしま  
うんで、それはよくないと。そういうものはやっぱり問題にしないほう  
がいいんじゃないかと。

立川委員長 　ただ、これは公運審が検討をする必要があるんじゃないかと、例えばこ  
れは市のほうが検討すべきというふうに読めるわけですね。

畠山委員 　そうです。

立川委員長 　公運審として、こういったことは心配ですから、市のほうでいろいろ  
決める段階でこういったことを注意してほしいということ、公運審と  
して喚起するという言い回しはやるべきじゃないというんですか。

畠山委員 　この文章を見てみると、かなりこれは踏み込んでいますから、例えば  
理事、職員の定着化の法則、経営云々と出てきますね。当事者、NPO  
法人等を交えた環境整備を急ぐ必要があると書いてある。このことに関  
しては、NPO法人の理事会と市が協議する問題であって、我々が審議  
会に立ち入って、ああだ、こうだと言ってしまうと三方の会議になっ  
てしまうんですね。それはやっぱり……。

立川委員長 　ただ、現実的に、北センターなんかで、向こうはいろいろ理事がやめ  
られたりとかして、実際に公民館に対して影響があるわけじゃないで  
すか。

畠山委員 　北センター？

立川委員長 　ええ。

ただ、実際にはそういう安定化を図ってもらわないと、NPOにお任せ  
した公民館がいろいろ問題を起こしたりとか、不安定になったりする状  
況もあるじゃないですか。

畠山委員 　もちろんあります。それは、私が一番懸念したことです。

立川委員長 　だから、こういう問題はほんとうに市も一生懸命やってもらわな  
きゃいけないということを公運審として心配だから、提言するというこ  
とはやらないほうがいいんでしょうか。

畠山委員 　私は、そこは、やっぱり市は市として官製公民館、NPO法人です  
から、要するに市としてつくっている。だから、理事長も副理事長も全部、  
市から選ばれているんです。あとはみんな一般の人なんですね。そう  
なると、果たしてそこに我々が、我々というのは市民が入って行って、  
じゃ、何をどう議論するんだと。あれはこうだ、あれはこうだと言っ  
てしまうと、それはやっぱり越権行為になってしまう。そこはやっぱり、  
ここは市とNPO法人の理事会、理事長なり執行部とみんな考えてくだ  
さいということなんで、こうやって細かい文字を入れてしまうと、契  
約方針だとか入れちゃうと、そこまで考えるのかという話になっちゃう  
んですね。それは個人的に懸念するのは自由です。だけど、審議会と  
して、全体としてこんな懸念がありますということを提言しちゃうと、  
じゃ、具体的に出せよという話になるかもしれません。そうするとあ  
まりよろしくない。

そもそもNPO法人に関して、これは最終的な取り決めがなかったん

だけれども、運営審議会には実行委員会として、要するにいろいろありますね、催し物。それは実行委員会があります。当然実行委員会で何を実行していくのかと。実行委員会と北の理事会でいろいろ話し合いますと思います。ただ、委員長、忘れないと思いますけれども、その結果、今年の1月、北の実行委員会、ほとんどやめました。なぜやめちゃったのか。理事会が強いからですよ。すると、理事会が強いということは、理事会の意向が色濃く反映すると。それはそうなんだ。だからと、そこに対して私たちがああだ、こうだと議論すべき問題でなくて、それはあくまでも市とNPO法人がその辺のことをよく理解し合って、じゃ、図書館のこともどうするんですかと。図書館を今のところ、理事長がやるんですかと。図書館は図書館、分館があるわけですから、図書館のことも、図書館の本館と図書館でいろいろ話し合って、いい運営方法を考えていいんじゃないかということ、それはあくまでも市とNPO法人の話し合いだと思います。私は、我々運営審議会がああだ、こうだといちやもんをつける問題ではないと思っています。

立川委員長  
畠山委員

心配だけれども、公民館運営審議会が心配すべき問題じゃないと。確かにね。確かに立川委員長がおっしゃるとおり心配なんです。こういう組織に関しては、我々が、特に答申されてないわけですから、これについて入れろと言われていませんから、それについて踏み込んで、いろんなことをここで議論してしまうと、やっぱり審議会が少し踏み込み過ぎていませんか。

立川委員長

いや、だけど、運営方針等は諮問されていますよ。どういうふうに運営していったらいいんですかと。

畠山委員

それはそれ……。

立川委員長

その中にNPO法人は絶対ありますからね。

國分委員

何か、前回、畠山さん、この件についてはもう了承していると私は思っていましたけど。

畠山委員

NPO法人？

國分委員

前回、私の認識では、もうこの内容については、畠山さんも了解して、それでこれになっているはずなのに、おかしくないですか。

菅沼委員

続けて言うと、菅沼ですけども、前回、畠山さんから、あまりはっきり言い過ぎるといけない、懸念されるとか、そういう文章にしておいたほうがいだろうと。というような意見もあって、この文章は畠山さんの言われた内容を踏まえて前回出したんです。それについて何も意見がなかったんで、私はこれでいいと思っていたんですが。

國分委員

私もそう思いました。

菅沼委員

今日これがまた出てくるのは、非常に私は心外だったんです。

國分委員

そう、何で出すのかわからないし、NPOの環境整備の、環境について……。

菅沼委員

当然要るんです。NPOは今、このままほんとうにやっつけていけるのかどうかというのは。3年たつてある程度評価しなきゃいかんし、どういうふうにNPOを評価していかなくゃいかんか、それは公民館の中長期

の中では、非常に大きな問題なんです、このNPO化というのをどう考えるか。だから、そういうところを我々も目を向けているというのは別に書いてもいいと、私は思っていたんですね。

國分委員 細かい市との幾らにするとか、そういう問題について、私たち踏み込んでないじゃないですか。

菅沼委員 そういう必要があると言っているだけで、こういうことも検討してくださいよと言っているだけだから。

國分委員 そう。ここを全く取っちゃったら、認識がないというふうにとられますよ。

畠山委員 それはないでしょうけど、要するにNPO法人……。

國分委員 いや、それと、あと場所。ここの公民館移転のやつ、最初に何とかありきというのは、この間の時点で、もうすっかり理解してるじゃないですか。それでこれ直して、菅沼さんとかやってるのに、何でもう1回蒸し返すのか、私、わかりません。

畠山委員 ちょっと待ってください。前回、会議があつて、その後、第三者会議があつて、そのときに菅沼さんからメモを渡されたんです。私に、この集会みたいなのがあつて、メモで、これどうですかと。

菅沼委員 それはこっちだよ、8ページだよ。今のページじゃないよ。

畠山委員 だから、それは一応聞きましたということであつて、それはオーケーですと言ったわけじゃないんです。だから、それは最終的にこういう答申案が、答申書が出てこないと、私も答えられないことなんです。メモ1枚では答えられません。

菅沼委員 いや、違う。今、メモは、前のページの話で、この11ページの話じゃないですよ。11ページは前回、この文章をそのまま出しています。11ページは直して、懸念されるというのをわざわざ入れたんです、畠山さんから言われて。だから、こういう問題があるということで懸念されるでとめよう。それから、自分たちがやるんじゃないで、そういう必要があるという客観的な意見にしようということでこの文章にして、前回出したんです。だから、それはもう私は終わってると思ってるんだけどね。やるたびに、審議会の席上で、同じ話がでてくるとなかなか終わらないですね。

畠山委員 だから、私の今回の結論を読んでいただければわかりますけれども、そういうまだ、結果的ににおいてですよ。結果的ににおいて、まだ完全に一致していないんだと。一致してないことに関しては附帯意見書をつけて提出すればいいでしょうと。それを無理やりに答申書に盛り込んじゃうと意見が二分したまま答申書になってしまうと、両論併記にしなきゃいけないかもしれません。そうすると、委員長の顔にも泥を塗るでしょうと。やっぱりこれは一番……。

立川委員長 いやいや、畠山委員、いいと思いますよ。だから、わだかまりがまだあるんだったら、言っていると思います。ただ、まだ理解されてないとか、納得してないということですから、納得いくまでやるしかないと僕は思っていますので。

畠山委員　これはここまで話が平行線になっちゃうと……。  
 立川委員長　いやいや、平行線じゃないと思います。徐々に歩み寄っていると思います。だから、これはやっぱり懸念がありますから、ただ、僕らが全部決めていける問題じゃないですから。

畠山委員　ないです。  
 立川委員長　だから、こういう懸念はあるけれども、しかるべきところ、要は市とか、決定していく機関の中で十分に検討して行ってほしいというふうな言い回しがあればいいと思うんですが、何かこれを見ると、我々がまだまだ検討していくみたいにも読めるので。

畠山委員　我々が検討していく？  
 立川委員長　もう公運審もこういうことを検討しなきゃいけないみたいにも読めるところがあるんで。

畠山委員　私のほうの提案……。  
 立川委員長　いやいや、これ、このままだと。  
 畠山委員　この本文のことですか。本文のほう。  
 立川委員長　ええ、このままだと。だから、取り巻く環境の整備について、市側で検討してほしいとか、どこで検討してほしいのかというので言えば、我々は懸念しているけれども、我々が決めることじゃなくて、市のほうでやるんだったら、どこそで検討していただきたいというふうな言葉を入れれば、僕らは心配しているだけの話ですよということで済むんじゃないでしょうか。

畠山委員　だから、おっしゃるとおり、委員長がおっしゃったように、要するに審議会は心配していると。要するに公民館の現在のカリキュラム問題ですね。この問題が解決しないと、今いろいろ問題出てます。けども、この新福祉会館ができることによって、移すとかどうだというのがそのままありきなんです。でも、果たしてそれだけで、そうすると、じゃ、新福祉会館の目的は何だろう。それはやっぱり福祉とか、そういう部分が特に優遇されるわけです。何も新公民館の中に何が何でも、新福祉会館の中に公民館を入れなくちゃいけないという議論は成立してないんですよ、今の立場は。

立川委員長　それは次の問題ですね。  
 菅沼委員　次の問題。今NPOだよ、話は。  
 畠山委員　NPOですか。  
 立川委員長　その話ですけど、心配しているところは心配してるけど、市で十分にその辺を考慮してほしいというかね、そういう言い回しでいいんじゃないですか。

菅沼委員　だから、今後の検討は市当局に委ねるとか、そういうような文章にしたらどう？  
 國分委員　それでいいじゃないですか。  
 菅沼委員　どうですか。  
 立川委員長　公運審としてはこういう心配をしているけれども、心配してるだけであって、ちゃんとしかるべき市でやらなきゃいけないので、そこではこ

ういうところを注意してくださいねと。

菅 沼 委 員 　　そういうふうにしたらどうですか。

國 分 委 員 　　賛成です。

畠 山 委 員 　　館長、館長のご意見はありますか。ありませんか。

菅 沼 委 員 　　館長はいいでしょう。

國 分 委 員 　　館長はいいんじゃない。そこで聞くところじゃないんじゃない？

宮 澤 委 員 　　北センターをつくる時にNPOでつくりましたよね。そのときも、やはり見守っていきたいという言葉を入れたんですよね。ですから、継続で見守っていくということが正しいと思いますね、この文も、だから、そのように加えたらいいと思うので、やはり市のほうも委託したんですから、それをまた継続して、私たち、今期の人たちもまだ見守ってますよという方針で。

國 分 委 員 　　入れるべきだと思います。

立 川 委 員 長 　　では、例えば環境の整備について……。

畠 山 委 員 　　急ぐ必要があるというのは外してください。

立 川 委 員 長 　　市の活動を見守っていききたいというふうな文ですか。

菅 沼 委 員 　　環境の整備については市当局に委ねると、委ねたいとか、委ねるぐらいにしたらどうですか。問題点はある。

畠 山 委 員 　　何か中途半端だね、委ねるって。

菅 沼 委 員 　　中途半端？

國 分 委 員 　　それだったら、畠山さん、別に問題ないんじゃないですか。

菅 沼 委 員 　　あとはもう委員長のほうに文章を任せて、趣旨はわかったで行きましょう、次。

立 川 委 員 長 　　NPO法人を取り巻く環境の整備について、市当局の活動を見守っていききたいというような形でいかがですか、畠山さん。

畠 山 委 員 　　いいんじゃないですか、活動を見守るですよ。

立 川 委 員 長 　　市当局の活動を見守っていききたい。

畠 山 委 員 　　要するに環境整備を急ぐ必要があるという文言を外すということですね。そういうことですね。

立 川 委 員 長 　　うん。そういう言葉はないですよ。

畠 山 委 員 　　活動を見守りますよと……。

國 分 委 員 　　急ぐってないじゃない。

立 川 委 員 長 　　そう。NPO法人を取り巻く環境整備について市当局の活動を見守っていききたい。

　　じゃ、最後のところですね。

菅 沼 委 員 　　委員長、ちょっと最後のところで、8ページですね。

立 川 委 員 長 　　8ページですね。

菅 沼 委 員 　　8ページのその問題ですね。

立 川 委 員 長 　　はい。

菅 沼 委 員 　　これ、前文を附帯意見書にしろという意見が今、畠山さんから出されました。

畠 山 委 員 　　8ページ？

菅 沼 委 員 8 ページ。

畠 山 委 員 本移転？

菅 沼 委 員 本移転ね。

畠 山 委 員 前文じゃないですよ。この最初のほうは何も言ってませんよ。この1、2、3行目を言っているんです。

菅 沼 委 員 だから、この中で一番、今、畠山さんが引っかかっているのは、福祉会館に何も入れろということをおそらく公運審で強く言うべきじゃないんじゃないかと、そういう感覚ですね。

畠 山 委 員 うん。

菅 沼 委 員 例えばこの中で、「現在検討中の（仮称）新福祉会館建設及び公共施設等総合管理計画の中で」という、この文章を取っちゃって、「行政においては社会教育、公民館の重要性を認識し、公民館本館の位置づけを明確にし、次の1、2に留意し、早急に移転計画を策定し、その実現を図ってほしい」というふうにしたらまずいですか。

畠 山 委 員 それは今つくったんですか。

菅 沼 委 員 今、提案しているんです。

宮 澤 委 員 それだったらいいと思う。

國 分 委 員 じゃ、言ってる、おっしゃっているとおり賛成だと……。

菅 沼 委 員 やっぱり無理に新福祉会館に入れる入れないをどうしても全会一致で入れたらまずいんだったら、その1行を取っちゃって、いずれにしても早く移転計画を立てろというのは間違いないんだから。それを言っているわけですが、今、計画の中でも。

國 分 委 員 それしか言っていないと思います。

菅 沼 委 員 だから、そうすると、「現在検討中の新福祉会館建設及び公共施設等総合管理計画の中で」というこの文章を取っちゃうと、「行政においては社会教育、公民館の重要性を認識し、公民館本館の位置づけを明確にし」、これが今一番足りないところですね。「次の1、2に留意し、早急に移転計画を策定し、その実現を図ってほしい」と、こういうふうにしたら、何も新福祉会館を前のめりで言っているからダメだという意見とは違う。

畠 山 委 員 表現が早急に実現を図るといふことの、また文章を戻してしまうと、要するに新福祉会館に公民館を入れなさいよと言ったわけでしょう。

菅 沼 委 員 だから、新福祉会館を取ります。

國 分 委 員 だから、取ってるから問題ないですよ、これ、どう考えたって。畠山さん、もう言う必要ないと思います。

畠 山 委 員 早急に実現を図ってほしいといふことは、じゃ、何も早急に実現を図るんだと。

菅 沼 委 員 移転を、移転計画を実現してほしい。

畠 山 委 員 だから、移転……。

國 分 委 員 それはこの間も一致したじゃないですか、そのことは。

畠 山 委 員 移転計画というのは、選択肢があるわけですから、何も新福祉会館に絶対入れるという問題じゃないんです、これは。

國分委員 だから、そこは切っているじゃない。  
 菅沼委員 いやいや。だから、ちょっと聞いてください。「現在検討中の（仮称）新福祉社会館建設及び公共施設等総合管理計画の中で」と、この文章を消したらどうですかという提案。

畠山委員 これはいい。これは削除して結構です。  
 菅沼委員 削除したら、ここに残して構いませんかと。  
 畠山委員 何をですか。  
 菅沼委員 この文章全部、（3）。  
 畠山委員 この上のほうについては……。  
 菅沼委員 （3）、何も新福祉社会館に絶対入れろなんてことは言ってないですよ、そうなるよ。いずれにしても、社会教育、公民館をどうするんだという考えを早く出さないよということを行っているだけであって、それでもまずいんですか。

畠山委員 早く出さないよなんて、我々が何を求めるかですから、いわゆる仮移転問題の解決というのが我々の一番、これは菅沼さんたちが言ってきたじゃないですか。どうするんだよ、この解決はと。このままじゃ行かないよというところで、この新福祉社会館の話が出てきたわけですから、じゃ、こっちに行きましょうじゃなくて、まだほかに解決策があるんじゃない……。

菅沼委員 だから、そこを消しますと言っているわけよ。  
 國分委員 だから、これはかなり広い範囲でお願いしているんじゃないですか。  
 菅沼委員 それを消したらものすごい広い範囲ですよ。  
 國分委員 どこにしろって全く言ってないじゃないですか、誰が見たって。それ以上何を言いたいわけ？

菅沼委員 もう1回言いますよ。その1行を取っちゃったら、「行政においては、社会教育、公民館の重要性を認識し、公民館本館の位置づけを明確にし、次の①、②に留意して、早急に移転計画を策定し、その実現を図ってほしい」と、こういう文章じゃいけませんかと。どうしても新福祉社会館という言葉があるとまとまらないんだったら、そこまで譲歩しますよ。

畠山委員 譲歩したって、菅沼さんのために議論やったわけじゃないですから。  
 菅沼委員 いやいや、それで納得ください。  
 國分委員 いや、ほかの人は、だって、もうこれでオーケーなんですから。この間、しかもそれは認めてた上での今回ですよ。おかしくないですか。

畠山委員 認めていれば、今日、こういう議論になっていないんです。  
 國分委員 意見というか何か、蒸し返しているだけじゃない。  
 畠山委員 これは、林館長はどうですか。今の件に関して意見が割れていますけども。

菅沼委員 館長の意見はいいんだって。  
 畠山委員 表現方法の問題かもしれませんけどね。  
 菅沼委員 だって、それ取ったって、早く決めにゃいかんのよ、公民館の本館を。それが一番大事なことなんだからね。

佐々木副委員長　　いいですか。

畠山委員　　だから、その辺では、入るぞということに関しては、それはおっしゃるとおりです。

宮澤委員　　それだけです、それだけ。

菅沼委員　　だから、それで、新福祉会館のこの文言消すよと言っているんだけど。

立川委員長　　副委員長、どうぞ。

佐々木副委員長　　畠山さんの意見は、新福祉会館と関連づけられないよという、そういう意見ですね。

畠山委員　　それを出すと危険ですよと言っているわけです。

佐々木副委員長　　今のところをとると、基本的に新福祉会館との関連づけは消えますね。

畠山委員　　消えればいいです。

佐々木副委員長　　消えますね。

佐々木副委員長　　あと、早急にというのが引っかかっているとすれば……。

國分委員　　いや、早急には一致しているんです。

佐々木副委員長　　だから、これ、計画だけはという話で、実現とはまた別の諮り方ですね。「早急に計画を策定し」ですんで、実現はまたいつになるかわからないということですので……。

畠山委員　　策定、実現を策定にするということですか。

佐々木副委員長　　いやいや。このままでいいんじゃないかなと私は思っているんですけども、基本的に、畠山さんの要望は新福祉会館との関連をなくすということなので、今の菅沼さんからの提案でここを削除すると、その関係は見えなくなってくるというふうなことなので、福祉会館というようなことで限定せずに、この趣旨を実現するようなことを考えてくれという文章になるのではないかなと。

菅沼委員　　非常に広い意見ですよ。

國分委員　　だと思いますけど。

立川委員長　　多分それでいいと思います。

菅沼委員　　残念だけど、しょうがない。そうしたら、何も畠山さんの言っていることと私の言っていることは変わらないですよ。早くつくってと、公民館本館の位置づけをきちんとして、早くつくりましょうと言っているんだから、何もそれで反対する理由はないような気がするけどね。

立川委員長　　畠山さんが心配していることは全部一掃されると思います。

畠山委員　　だから、公民館本館の問題を早く、問題を片づけろというご意見ですね。じゃ、ハコモノをつくらなければという、また議論にも入ってしまうんです、今度。ハコモノなんかつくらなくたって、いろんな施設があるわけですから、いろんなイベントなんかにそんな支障は来さないでしょうと、私はそういうふうに認識しているわけです。だから、こういう文言を1つ入れてしまうと、いや、新福祉会館があります。今度、こういうハコモノができるでしょうと。いわゆるハコモノ行政ですか、小金井市で一番悪いところですよ。ハコモノ行政にするとコストがかかり過ぎるわけ。既存のいろんな集会所があります。施設を利用してできるだ



けコストを安くして、より多くの市民が利用できるような公民館の運営にしましょうよというのが私の考え方の根底なんです。だから、ハコモノ行政、こういうハコモノに頼ってというのを前面に出しちゃうと、それはまずいんじゃないですか、公民館。

要するに公民館そのものの需要は大体減ってきたわけですから、予算は減っていますね。その中において、やはりもっと効果的、効率的に公民館の運営をするには、運用するにはどうしたらいいかということにやはりシフト、切りかえて、それだから、私、この公民館の本館という問題がすごくトラウマになってしまって、これはまずいなど、これを入れちゃまずい。そうすると福祉関係の人からも批判を受けるわけです。自治会からも批判を受けるわけです。それを何とかしなくちゃいけないというのが前提なんです。

菅 沼 委 員 だから、新福祉会館という言葉は消すと言っているじゃないか。  
立川 委 員 長 わかりました。

畠 山 委 員 だから、今、解決策として、それは外しましょうと。だから、新福祉会館の文言を取りますと。それなんだったら、どうなんですかね。

菅 沼 委 員 ちょっと異議が、あなただけだよ、反対しているのは。  
立川 委 員 長 大丈夫でしょう。

菅 沼 委 員 大体みんなそれで……。

畠 山 委 員 宮澤さん、それでいいですか。

宮 澤 委 員 私はここ、さっき菅沼委員がおっしゃったように、括弧のところを外せば別に、本館は確かに必要性に迫っておりますので、これは、大きい目で見れば必要性だと。ここを抜いていただければ、私は問題ないと思いますけどもね。やはりまだ新福祉会館、建つとも、建たないとも行政のほうで決まっておりますので、やはりこの文面を抜かせば、やはり本館の今、仮移転ですので、やはり仮移転を、仮という言葉抜かすことというのは、ここみんな一致しておりますので。

畠 山 委 員 一致しています。

宮 澤 委 員 文面としては、私はこれでよいかと思います。そこを削除していただければ問題ないと思います。

佐々木副委員長 じゃ、オーケーですね。

宮 澤 委 員 私が言っているというか、みんなと同じです。

國 分 委 員 はい。異議なしです。

立川 委 員 長 あと、この①番のところで、「規模は会議スペース（旧本館並み321平米）と共用部、事務スペースを含むものとする」、よくわかりづらいので、「共用部、事務スペースを別途要する」というふうに、たしか菅沼さんと言っていたと思うんですけども、別途要するのほうわかりやすい。

菅 沼 委 員 要するというのは、必要の「要」ですか。

立川 委 員 長 ええ。

菅 沼 委 員 それは委員長に任せます。会議スペースだけの問題じゃないんだよということをきちんと書いておかなきゃだめだと言っているんで。

立川委員長 「を含む」というと、この中に含むみたいに読めるので、別途……。

畠山委員 この前は、767と出たでしょう。

菅沼委員 だから、それは全体、このトータルがね。

畠山委員 全体でね。

菅沼委員 それよりも321のほうが小さいから、数字が。こっちをこういう書き方にしようと言っているから、そうしたら、それで下手すると321だけでいいということが走り出しちゃうから、それはやっぱりみんな、ロビーも要るし、職員のスペースも要るし、そういうこともきちんと書いておかないと、それを足して、元の公民館本館のスペースになるわけだからということ。

畠山委員 これはあくまでも規模というのは、希望するですね、審議会としてね。

菅沼委員 そうです。

畠山委員 希望ですね。できればこうしてほしいと。

菅沼委員 そうです。

立川委員長 中長期の策定終わりました。ありがとうございます。その他何か。

菅沼委員 あと、日にちをどうするかですね。

立川委員長 どうぞ。

林公民館長 館長です。今、事務スペースを別途要するとなっているという発言があったと思うんですけど、これは希望するということでは、またちょっとニュアンスが変わってくるのかなというのをちょっと確認していただきたいんです。

佐々木副委員長 これは留意してなんで、留意して図ってほしいだから、上の文章がね、上が、そんなきつい表現ではないと思うんですね。

菅沼委員 そうです。目安が欲しいと。

佐々木副委員長 留意して図ってほしいと、これは希望ですという意味ですね。

林公民館長 以上で、認識が。以上です。

畠山委員 留意するということですね。

佐々木副委員長 留意してほしいと。でも、なおかつ、こっちの要望である欲しいということですから。

國分委員 具体的な形がないと、やっぱり検討をしにくいでしょう、相手が。

宮澤委員 事務所でも何でも今までどおりと……。

國分委員 どこでもいいというわけにもいかないし。

3 その他

立川委員長 その他ございませんか。

じゃ、基本的には今日で最後ですね。

皆さん、お世話になりました。

(お世話になりました。)

(ありがとうございました。)

牛込庶務係長 活動のまとめの作文をお願いしていると思いますので、よろしく願います。

立川委員長 あれ、字数とかはない？

牛込庶務係長  
林公民館長

特にありません。A4の紙でお願いします。

皆さんお疲れさまでした。一応今期、33期、日程が終わろうとしております。私、館長としまして、4月から、後から来た形で大変いろいろとご迷惑をおかけしたりとか、やれていなかったところで、なかなか行き届かなかったところにつきましてはおわびを申し上げたいと思っております。今回、今期をもちまして勇退されます立川委員長、あと佐々木副委員長、宮澤委員、櫻井委員、本日は川口委員はご欠席と、体調不良ということでありまして、あと、また別途末長いお付き合いをお願いしたいと思っております。なかなかちょっと時間がなくて申しわけないんですが、以上、一言、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

— 了 —